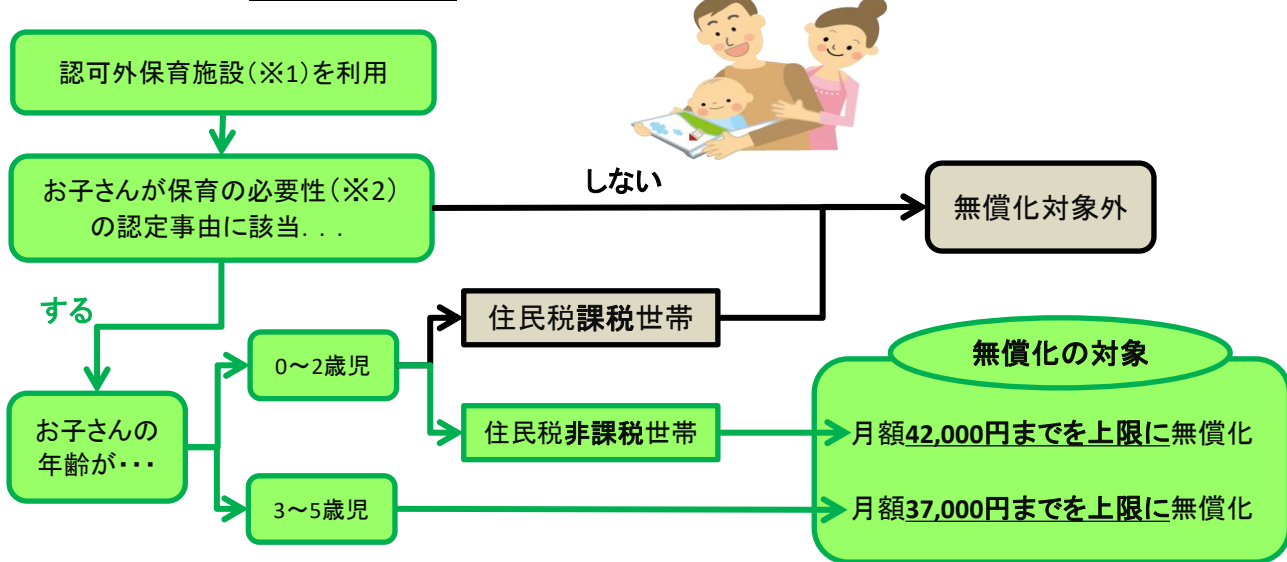


☆令和元年10月1日からスタート☆

## ～幼児教育・保育の無償化～

(認可外保育施設等を利用する児童に対して利用料の一部を無償化します。)

### 【無償化パターン①】認可外保育施設の利用料



#### ※1 認可外保育施設とは？

⇒東京都に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たした施設のことを指します。ただし、基準を満たしていない施設であっても経過措置として5年間の猶予期間が設定されています。そのため、**猶予期間までに国が求める基準を満たせば、その後も引き続き無償化の対象施設となります。**

【例】一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所、認可外の居宅訪問型保育事業等

#### ※2 保育の必要性の認定とは？

⇒認可保育所や認定こども園等を利用できていない児童の保護者であって、【就労・看護・介護・病気・障害等】により児童の保育を必要とする状況にあることを指します。詳しくは区のホームページをご確認ください。

(☆1) 通園送迎費・食材料費・行事費などは保護者様の負担となります。

(☆2) 無償化の対象となる世帯は以下のとおりです。

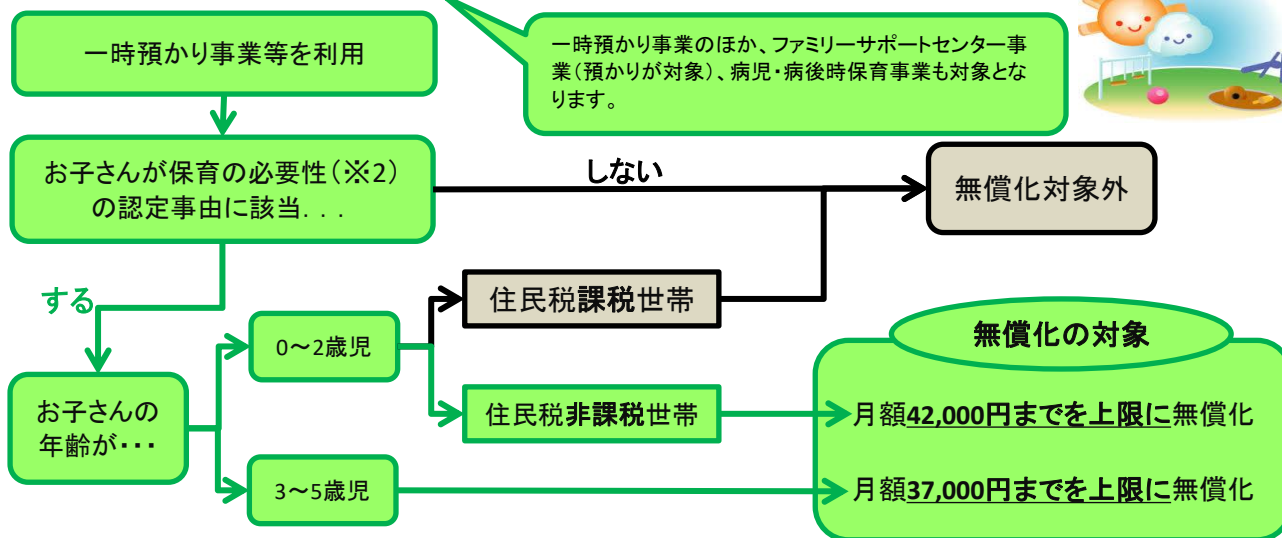
- ・3歳から5歳児クラスの児童が属する**全世帯**
- ・0歳から2歳児クラスの児童が属する**住民税非課税世帯**

(☆3) 利用している認可外保育施設から発行される特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書(以下、「領収書兼提供証明書」という。)は、無償化に伴う給付手続きで必要となりますので大切に保管してください。

※領収書兼提供証明書は区のHPからもダウンロード可能です。認可外保育施設等にお渡してください。

☆保育の必要性の認定については、該当する方は区から配布される認定申請書類(区のHPからダウンロード可能)に必要事項を記入の上、ご提出いただき、区から認定通知書を受け取る必要があります。認定通知書に記載の認定期間に基づいて施設等利用給付の請求ができます。詳しくは裏面の申請手続きの流れをご覧ください。

【無償化パターン②】一時預かり事業等の利用料



(☆4)一時預かり事業等のみの利用であっても、保育の必要性があれば無償化の対象となります。

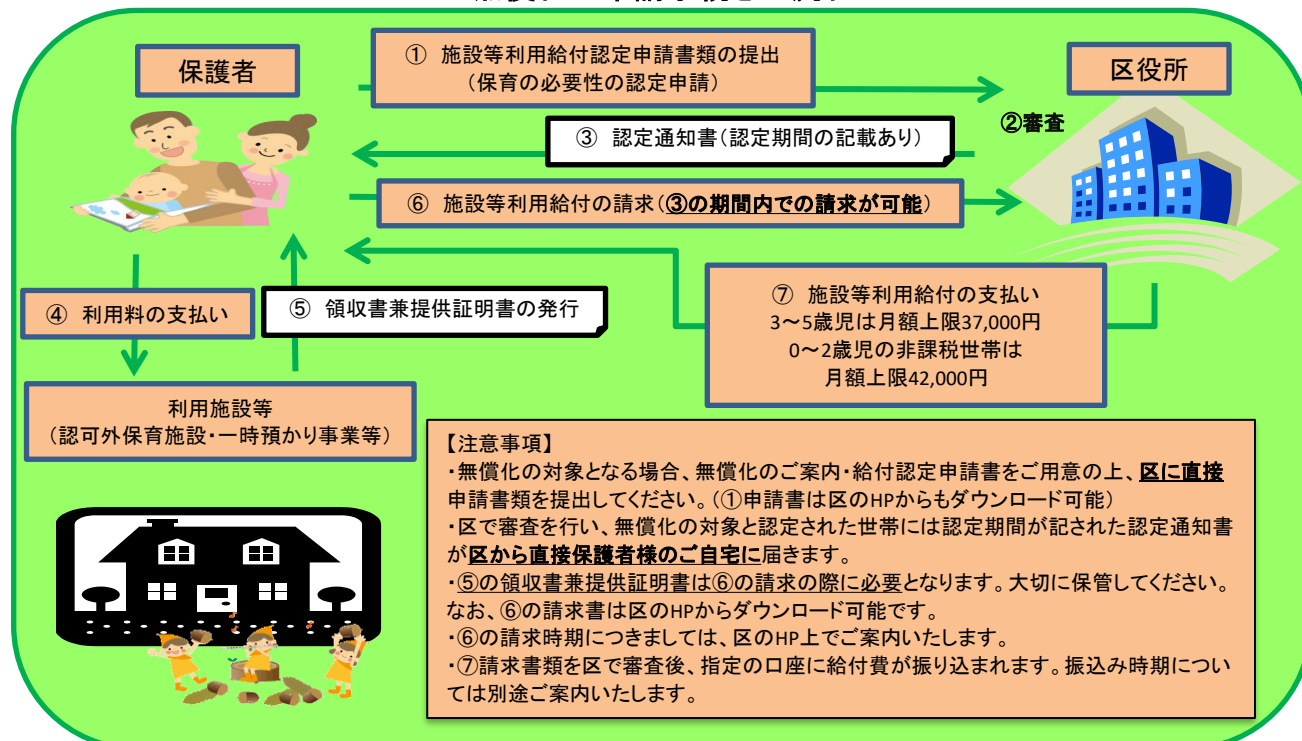
(☆5)一時預かり事業等を複数利用していても、無償化の対象となります。ただし、給付の範囲は上限額までです。

☆一時預かり事業等の利用料について、無償化の対象となるためには保育の必要性の認定が必要です。区から認定通知書を受け取っていない場合は、認定申請書類(区のHPからのダウンロード可能)を提出する必要があります。詳しくは申請手続きの流れをご覧ください。

☆通園している幼稚園の預かり保育の実施時間が少ない(※)場合、幼稚園を利用後に、利用している幼稚園以外の一時預かり事業等を利用した場合でも、保育の必要性の認定があれば、利用料の一部について無償化の対象となります。(※)平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満の場合を指します。詳しくは園にご確認ください。

無償化パターン①・②の無償化対象世帯に該当する場合、申請手続きの流れを確認の上、申請してください。

～無償化の申請手続きの流れ～



【請求に関する問い合わせ先】  
中央区役所 福祉保健部 保育課 保育運営係  
TEL : 03-3546-5422・5728

【支給認定・副食費に関する問い合わせ先】  
中央区役所 福祉保健部 保育課 保育入園係  
TEL : 03-3546-5387・9587